

番号	分類	ご質問	回答
1	分野・領域	今年度より環境・エネルギー分野「カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に関する研究」領域となりましたが、これは研究対象分野も前年度と変更になる（前年までは低炭素社会の実現とエネルギーの高効率利用に関する研究）と理解してよろしいでしょうか？適切な分野への申請を行いたく思います。	「環境・エネルギー分野」は前年度同様で変更ございません。 令和3年度公募で環境・エネルギー分野「低炭素社会の実現とエネルギーの高効率利用に関する研究」領域だったものが、今回の令和4年度公募において環境・エネルギー分野「カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に関する研究」領域に変更となりました。領域名の変更は「低炭素」から「カーボンニュートラル」へと発展的に移行した趣旨であり、領域概要に大きな変更はございませんが、前年度公募要領からの主な変更点（ <a href="https://www.jst.go.jp/global/pdf/koubo2022_b.pdf">https://www.jst.go.jp/global/pdf/koubo2022_b.pdf</a> ）をご参照いただけますと幸いです。 なお、環境・エネルギー「分野」に2つの「領域」（環境領域とカーボンニュートラル領域）が含まれます。今回は領域についてですので、念のため申し添えます。
2	提案書	企業の参画にあたり、公印が不要となる旨の変更ですが、基本的には例年と同じ扱いで、研究費を委託する場合のみ（主たる研究者として参画する場合）、企業からの様式8を提出してもらう認識です。単に連携するだけで研究費用を使用しない場合、様式8の提出は不要で間違いはないでしょうか？	（※説明会后、回答を修正して掲載しております） 参画課題で研究開発を担当し、研究費を使用する可能性がある企業は様式8の提出が必要です。 研究開発を行わず、情報把握や助言等が主な参画内容であって、研究費を使用しない企業は様式8の提出不要です。そのような企業については、様式1の実施体制概念図の、外部支援機関の位置に記載してください。
3	ODA要請書	相手国機関から提出されるODA要請書は、どこで様式を入手すればいいのでしょうか？	相手国の担当省庁にお問い合わせください。担当省庁については、各国で異なるため、相手国側研究機関から問い合わせただくのが一番かと存じます。昨年度までJICAのHPでも掲載しておりましたが、一部の国で要請書の書式が異なる場合があるため、今年からは掲載していません。ご了承ください。
4	ODA要請書	相手国側研究機関が複数ある場合、全ての機関からODA要請書が必要でしょうか？	相手国研究機関が複数あり、国が異なる場合は、それぞれの国からODA要請書を提出頂く必要がございます。同一の国であれば、一つで問題ございません。相手国の代表機関から提出頂くのが一番かと存じます。
5	予算 (JST/JICA)	企業が申請参加者に入る場合、JSTまたはJICAからの予算は企業にも配分可能なのでしょうか？	JST予算については、企業が研究代表機関、共同研究機関のいずれであっても、JSTと委託研究契約を締結し、企業にて予算執行いただくことが可能です。公募要領P106 Q&A (3) 企業の参画について もご参照ください。  JICA予算については、以下の通りです。 ・事業契約書は研究代表者が所属する機関とのみ締結します。 ・事業契約書に計上出来る経費に関しては、民間企業の方であっても、研究代表者が所属する機関が計上可能なものと同様に計上可能です。但し、渡航費の計上に関し、以下の条件があります。 1) 研究代表者が所属する機関がJSTへ提出される研究計画書に研究者として登録されていること。 2) 研究代表者が所属する機関と被出張命令者などの委嘱関係にあり、研究機関の管理下であること。
6	予算 (JST)	2020年12月に大学等の場合は「直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出」が認められることになりましたが、企業の場合は認められる予定はありますでしょうか？	PI人件費の支出は、企業の場合は制度対象外となります。恐れ入りますが、ご了承のほどお願い申し上げます。

7	予算 (JST)	採択された場合、このプロジェクトを担当する研究者を雇用するための人件費はJSTから出ないとのことでしたが、どこから出すこともできないのでしょうか？	説明は、JICAから相手国の人件費等が出せないという内容であり、JSTからは公募要領P44、3.4.1に記載のとおり、人件費を支出することができます。研究代表者の人件費は一定の要件を満たした場合に限り、人件費および業務の代行にかかる経費（パイアウト経費）を支出することができますので、詳細は公募要領P45を確認してください。
8	予算 (JICA)	研修員の学位取得について質問があります。人件費は出せないということは分かったのですが、もし学位取得のために正規生となる場合の学費なども出ず、日当と宿泊費と言う形で出るという理解で良いでしょうか？	日本往復の渡航費・入学金・授業料・（日本滞在中の）日当・宿泊費等が支出されます。詳細はJICAホームページの「SATREPSプロジェクト実施の手引き」 ( <a href="https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq00000nj5mf-att/general_01.pdf">https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq00000nj5mf-att/general_01.pdf</a> ) をご参照ください。
9	予算 (JICA)	研修目的で招へいした者が博士後期課程に入学する場合、3年分の入学金、授業料、生活費、渡航費をODA事業経費で支出可能でしょうか？	ODA事業経費で支出可能です。ただし、プロジェクト期間内に終了していただく必要があるのでご注意ください。修学途中であっても、プロジェクトが終了すると経費は出ません。
10	予算 (JICA)	JICA間接経費有の場合ですが、業務調整員の雇用経費を100%にする必要はありますか？	JICAの間接経費は、各事業契約における直接経費（主として専門家派遣費・研修員受入費・機材供与費の合計）の30%が上限となります。この制限の中で、業務調整員にかかる経費の対応をお願いします。
11	契約 (JST)	提案書の様式8の「企業等の構想」に記載された企業は、プロジェクトが採択された場合、研究開発分担機関としてJSTと委託研究契約を締結する必要はありますか？	研究開発を行う企業が、JSTと委託研究契約を締結する他機関のメンバーとして参画することができます。その場合は当該企業がJSTと委託研究契約を締結する必要はありません。
12	実施体制 (日本側)	研究代表者は、少なくとも相手国にどの程度の期間滞在する必要がありますか？	特に基準はありません。研究成果をあげつつ、先方研究機関の人材育成を行うに適切な期間を計画してください。
13	実施体制 (相手国)	相手国（方）の代表機関の要件は、「公的機関であること。企業、NGOは不可。ただし連携のみであれば可能」とのことですが、メンバーとして参加することは可能ですか？代表者、主たる研究者は全て公的機関の者の予定です。	ご理解の通りでございます。相手国の代表研究機関が、公的機関であれば問題ございません。企業、NGOが、パートナーとして参加頂くことも問題ございません。ただし、企業、NGOが研究代表者となることは原則できません。公募要領Q&A P113も参照ください。
14	実施体制 (相手国)	相手国側の研究機関についてお伺いします；省庁の部署など行政機関を研究機関とすることは可能でしょうか？	可能です。
15	実施体制 (業務調整員)	JICAから業務調整員を派遣する場合の人はJICAで行われるのでしょうか？	JICA予算が「間接経費なし」の場合は、JICAで公募し人選いたします。
16	実施体制 (留学生)	研修員受け入れは、相手国の国籍をもつ学生に限られるのでしょうか？例えば、相手国で修士を卒業した留学生であっても、研修員として受け入れ可能でしょうか？	その相手国に対し、R/Dと国際約束を締結しますので、その国の国籍をもつ学生に限ります。相手国の大学等で修士を卒業した留学生であっても、相手国の国籍を有していなければ不可です。
17	社会実装	研究や将来の社会実装に使用する機材等を、現地で共同開発したり購入する場合は、日本の企業との共同開発や購入が、望ましいのでしょうか？それとも現地の企業の方がよろしいのでしょうか？	特に決まりはなく、何れの場合でも構いません。しかしながら現地で購入した場合、機材のメンテナンスに関し、日本で購入した場合と比較して、研究終了後も購入企業へ比較的アクセスし易い、という利点はあります。

18	社会実装	社会実装の際、実装されることが重要であり、現地企業が日本企業の関連会社や日本から出資をうけているかどうかはあまり重要ではないと考えて良いでしょうか？	特に決まりはありません。その現地企業が社会実装を行う上でその体力を十分有している事が肝心であり、どこかから支援を受けている場合、その支援元が日本国の企業であっても日本国以外の企業であっても構いません。
19	新型コロナウイルス関連	コロナ下における対応として、通常とは異なった運用が行われている点がありますか？例えば、双方のリアルな人材交流に関するDutyのローディングには近年違いはありますか？また、両国における検疫期間の滞在費などは計上されるのでしょうか？	SATREPSという事業の特性上、可能な限り、リアルな人材交流を検討いただければ幸いです。 日本・相手国におけるコロナ対応にかかる諸経費（隔離期間の日当・宿泊費等）は、概ね計上は可能です。新型コロナの予防注射代もJICAから支出します。
20	その他	各国に行くプロジェクトの数が決まっていますか？それか国によって決まりはありますか？	国ごとの実施プロジェクト数は決まっていません。ODA要請書は1カ国12通を上限にしております。
21	その他	（代表者としての）今後のJST創発的研究支援への応募、（代表者でないが同地域・違うテーマでの）JICA草の根事業への参画について、本応募との関連はどのように考えたら良いでしょうか？	SATREPSはJSTの創発的研究支援事業などの他事業とは独立しており、代表者としてSATREPSと他事業に同時に応募いただくことは可能です。同時期に同地域・違うテーマでのJICA草の根技術協力への参画については、特に制限がございません。SATREPSとJICA草の根技術協力事業の連携という観点においては、SATREPSの終了後に引き続き何かの活動をJICA草の根技術協力で実施する、という形が一つの形態として考えられます。